## 裁判員経験者意見交換会議事録(平成28年6月27日開催分)

司会者: それでは意見交換会を始めさせていただきます。本日の司会進行を担当します第12刑事部の裁判長をしております村越一浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に私から、この意見交換会の進行について簡単に御説明させていただきます。本日はこれまでに裁判員を御経験された5人の方にお越しいただきました。また、検察官、弁護士、それから裁判官にそれぞれ1名ずつ御参加いただいて意見交換を進めていくことにいたします。まず、検察官、弁護士、裁判官から自己紹介をしていただいた上で意見交換に入っていくことにしたいと思います。それでは、自己紹介をよろしくお願いいたします。

**大久保検察官**:大阪地方検察庁公判部の検事の大久保と申します。本日はこのよう な席に出させていただいてありがとうございます。

皆さん、裁判員で御経験のとおり、検察官は立証責任というものを負っております。ですから、自分たちが立証しようとする事実やその立証の方法、証拠の方法、また最終的な意見については、なるべく分かりやすく理解していただきたいと思ってやっているんですが、それが本当に裁判員に伝わっているのかどうかは、正直申しまして分からないところがあります。ですから、このような機会に、こういうところが分からなかったとか、そういう意見を聞かせていただければ本当にありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**西谷弁護士**:大阪弁護士会の弁護士の西谷と申します。今日はこのような席にお招 きいただきありがとうございました。

私自身は裁判員裁判は8件ぐらい担当しています。その中で否認事件は二,三件だと思います。証人にお医者様が来られるような事案は,弁護士にとっても皆様方に分かりやすく弁護側の主張を理解していただくというのはとても難しいことです。ぜひ,弁護士のこういうところが分かりにくかった,逆にここは

よかったというのがあったら、褒めていただけたら今後の非常に励みになりま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

上岡裁判官:大阪地方裁判所の第13刑事部の裁判官をしております上岡と申しま す。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

私は、日頃は第13刑事部というところで裁判長をやっておりまして、いろんな事件について、できるだけ裁判員の方に分かりやすい審理の準備ができないかとか、分かりやすい審理ができないかということで努力はしているんですけれども、終わってみての感想を伺って、いろいろと必要なところを反省することができると、さらに今後の手続がよくなるのではないかと思っております。ですので、こういう機会に皆様の感想を伺うことができるとありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 司会者:ありがとうございます。それでは、意見交換を進めていきたいと思います。本日の意見交換は、争いがある事件における審理や評議の在り方ということになっておりまして、事実関係、法的評価などについて争いがある事件を経験された方にお集まりいただいております。お一人ずつ感想なども交えながら、お話を伺っていきたいと思います。それでは、番号の若い順で1番の方から少し御紹介いただければと思います。まず、裁判に参加されたとき、つまり裁判員として選ばれたときに、どのようなお気持ちをお持ちになったかという点と、それから裁判が実際に終わって、どのようなお気持ちを持たれたかという点について、感想なども含めてお伺いできればと思います。
- **裁判員経験者 1**: 最初に最高裁判所から分厚い封書が来ましたので、かみさんがびっくりして、「あんた何したん。」ということから始まりました。皆さん御存じでしょうけれども、候補になりました、ノミネートされましたというレターだったんです。その後、地方裁判所から、かくかくしかじかで何月何日に来てくださいと。これは国民の義務ですと書いてあったんで、最初はびっくりしました。

友人とか会社の取引関係とかに、「こんなん来たで。」という話をしたら、意外と私の周りは裁判員をやった人が誰もいなかったんです。なので、これは希少な経験だなと思って当日出頭しまして、なぜか抽選に当たりまして。お隣の方が「よかったですねえ。」とおっしゃったんで、よかったんかなと思いました。それなりにいい経験だったと思います。

**司会者**: 御担当された事件は準強制わいせつ致傷ということで,入院中の被害者の 着衣の中に手を入れてわいせつ行為をして,けがをしたという事件でした。そ れで,わいせつの程度やけがを負わせたのが被告人だったかどうかなどが争わ れたということですね。

それでは、続いて2番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者2**:私も1番の方がおっしゃったようにまず最初は驚きました。でもこれは決定じゃないんですよ、候補ですよということで、その数か月後に抽選といいますか、裁判所に来てくださいという通知が来ました。殺人事件ということもあってノミネート候補がたくさん来られていたということも聞きました。会社には裁判員休暇が公休扱いでございましたので、堂々と休めました。

ただ、周りの方を見ますと、やはり自営の方は大変だなぁと、お困りになっておられるのも事実、現実ではあるかなと思っております。そういう意味では非常に恵まれた環境の中で、裁判長が非常にチームの皆さんをまとめられたかなと。よい思い出しかないというふうに思っていて、またもう一回当たれば喜んで参加させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

**司会者**:御担当された事件は、放火殺人の事案で、就寝中の被害者を焼死させたという事件でした。また後で事件の争点についてもお伺いしていきたいと思います。この事件では責任能力が争われたんでしょうか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:その辺りもまた後でお話をお伺いしたいと思います。

それでは、3番の方、お願いいたします。

裁判員経験者3:よく当てていただいたと、ある意味喜んでやってまいりました。

ただ、以前から裁判員制度というのは、結局はプロの裁判官が自分のデューティを一般国民に移したと考えられないこともないので、それならこっちも頑張らないといけないし、その分、裁判官の方は楽になったのかなと思っていたんですけど、現実は違うのはよく分かりました。

私も周りの人に聞いても,経験者はほとんどいない。皆さんにはいい経験を したなと言われまして,それはそれで非常によかったです。

**司会者**: ありがとうございました。御担当いただいた事件は殺人の事案で、そのと きの精神状態が問題になった事件です。

では、4番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者4**:同じように封書が届いたとき、候補者になったときはびっくりしました。それでも、候補者になった方はたくさんいらっしゃったんですけれども、実際に呼出しがあった方は周りにもいらっしゃらなくて、それも私の場合はもう本当に忘れたころに2枚来ましたので、どちらか当たりそうな気はしたんです。抽選のときも、2枚もらっているのは私だけだったので、まあ当たるかなと思いながら当たった感じです。

参加しての感想は、本当に勉強になりました。裁判とは全然無関係で過ごしてきたので、本当に新しくいろんな勉強をさせてもらってよかったかなと思っています。ただ、周りの反対はすごかったです。「こんなんやめとき。」と、言った人ほぼ全員に言われました。やってよかったよというのは、その方たちには伝えましたけれども、周りの方もあんまり賛成して来られている方がいらっしゃらなかったような気がしたので、その面でちょっと大変だったかなと思います。

司会者: 御担当いただいた事件は殺人事件で,これもまた本人の精神状態が問題になった事案です。

それでは、5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5**:私も会社員で、先ほど2番の方もおっしゃっていましたけれども、会社で公休があるということなので、大手を振って参加させていただきました。初めて封筒が来たときには、裁判員裁判というのはやっぱり分かってはいるんですけれども、まさか自分が関係するということは一切思っていなくて、初めに封筒が来たときも、これは一般的にいっぱい送っているものだから、この後自分に来ることはないだろうと思っていました。確か、有効期限が切れるくらいになって大きい封筒が来て、エントリーされています、出頭してくださいというのが来たんです。ここまで来たら本当に当たってしまうんじゃないかなと思いつつ裁判所に来たんですけれども、最終的に選ばれました。

会社でも自分の上司が1名、候補に選ばれました、裁判所に来てくださいというところまではあったらしいんですけれども、実際選ばれてはいないということなので、会社も大手を振って行ってきてくださいというような感じだったんでよかったです。

担当した事件がいろいろ難しい事案というか、3年前ぐらいに起きた事件に対しての裁判だったので、ちょっと時間が経っているというところもあって、何か難しいなぁということもあったんですけれども、終わってみて、いい経験をさせていただいたなというのが本当の感想かなと思っています。

**司会者**:担当された事件は傷害致死の事案で、被告人が暴行をしたかどうかという ことが争われた事件でした。

それで、これから先の議論なんですけれども、先ほどから少し私からも紹介させていただいてるとおり、2番の方から4番の方が経験されている事件というのが、本人の精神状態、法律では責任能力というところが問題になっているという点でかなり共通しているところがあります。それから、1番の方と5番の方が御経験された事件は、被害者の方がお亡くなりになっていたり、あるいは直接話を聞けなかったりして、そういうことがあったかどうかというのを、それ以外の間接証拠、状況証拠から判断をしなければいけないと、こういうところがあった

かと思いますので、それぞれの枠組みが少し異なりますから、前半は精神状態の話をさせていただいて、休憩後に1番の方、5番の方の状況証拠の話も含めて御意見をお伺いしたいと思います。

では、まずは2番の方から4番の方を中心にお話をお伺いしたいと思うんですけれども、一番最初に検察官や弁護人がプレゼンテーションをしたと思います。冒頭陳述という言葉で、最初に検察官や弁護人がそれぞれ立証しようとしている事柄、この事件はこういう事件で、この点についてはこういうところが争点となるんだと、その点について検察官はこう考えています、弁護人はこう考えています、これからの証拠調べをどうぞ御覧くださいというような感じの話があったと思います。それが初日の最初にあって、それから証拠の中身を調べていくということだったと思うんです。初日法廷に入った段階でとても緊張されていると思うんですが、最初に検察官や弁護人のそういった説明を聞かれて、その説明に頭がついていって、なるほど、なるほどということで分かりやすかったかどうかといった辺りをお聞きしたいと思います。2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**:長かったですね。検察の方が、カーテンに火をつけてとか、放火に対する実験がいろいろあって、その行程、その期間に対するカメラを調べたりとか、とにかく長かったなというのを感じました。

**司会者**: それはむしろ冒頭陳述の後の, 証拠の中身の話ですかね。

**裁判員経験者2**:そうですね。カメラは後ですね。もうとにかく長かったという印象はありました。

**司会者**:恐らく手続としては最初に検察官や弁護人がそれぞれ主張して、そこで休憩をして、それから今言われたような防犯カメラの映像や、証拠の書類を順番に調べていくと思うんですけれども、それが初日の最初のほうにあって、証人の話を聞くまでの間が結構長かったという印象でしょうか。

裁判員経験者2:はい、長かったです。

司会者:もうちょっと短くてもいいんじゃないかなという感じがしましたか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:例えばそれはどんなところですか。

裁判員経験者2:すいません。例えばというふうにはちょっと出てこないです。

司会者:ありがとうございます。

では、3番の方にお聞きします。

**裁判員経験者3**:長いか短いかといった判断は分かりません。どの程度が長くてどの程度が短いかというのは分かりませんけれども、ただ、検察官も弁護人も言わんとしてるところはよく理解できました。

司会者:中身にすっと入っていくことができた感じはありますか。

**裁判員経験者3**:はい。はっきり言いますと、検察官の陳述は非常によく理解ができて、現実味があってよく分かったんですけれども、弁護士からのそれに対する反論は、内容は分かるんですけれども、ちょっと納得しかねるところが多かったです。

**司会者**:検察官の,これから証拠調べでこういうことをやっていきますという主張はすっと入ってきて,弁護人の主張はちょっとすっと入ってこなかったということでしょうか。

裁判員経験者3:個人的にはそうです。

**司会者**:先ほど,2番の方から長かったという話がありましたけれども,分かりや すかったかどうかといった点はいかがでしょうか。

裁判員経験者2:理解できました。

**司会者**:特に問題なかったということでしょうか。

裁判員経験者2:はい。

**司会者**:証拠調べの証拠のボリュームが少し多過ぎたかなという印象ですか。

裁判員経験者2:はい。

司会者: 4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者4**:検察官の方も弁護士の方も、A3サイズの資料をいだたきまして、本当にこれを読んでいるだけだったような気がするんです。これがあったのでよく分かったんですけれども、これがなかったら多分分からなかっただろうなと思います。全体的に話すのがとても速いです。もうちょっとゆっくり分かりやすく話をしてもらわないと、聞いているだけではきっと分からなかったと思います。

**司会者**:聞いているときには早口で話をされたので、内容を理解するのは書面を見ながらといった感じだったのでしょうか。

**裁判員経験者4**:そうですね。このまま話をされたので、ちゃんと漢字もあります し分かりやすいんですけれども、本当に何かわあっという感じで読んでいたの で。裁判中ずっとですけれども、とにかく話すのが速くて、証言する人も何か 理解できていないんじゃないかなと思うときもあるぐらい速かったと思います。

**司会者**: 貴重な問題提起ありがとうございます。この辺り、特に初日にうまく事件に入っていけるかどうかというのは、検察官、弁護人とも考えて、この冒頭陳述におけるこういう書面を作って、いろいろ頑張って最初に主張されると思うんです。その辺りは共通していると思うので、1番の方と5番の方にもお聞きしたいと思います。1番の方はどのような感じでしたか。

**裁判員経験者 1**:私の場合は皆さんに比べたら、比較的簡単な事件だったように思います。検察官の冒頭陳述も弁護人のおっしゃることもよく分かりました。それと、やっぱり裁判長が明確にうまく仕切ってくれましたので、これで大いに違うと思います。ですから理解はよくできたと思います。長さもちょうどよかったです。

**司会者**: 当事者からの発言が早口だったという話が出ましたけれども、その辺りはいかがでしたか。

裁判員経験者1:それは大丈夫だったと思います。

司会者:ありがとうございました。5番の方はいかがでしたか。

**裁判員経験者5**: そうですね。特にどうということはなかったんですけれども、初めて裁判も参加させてもらって、この冒頭陳述のメモをいただいたときには、何か裁判というよりは会社の会議で使っているような感じというのが第一印象でした。あと、検察官の方がお話しされている内容はこれに従って読んでいかれるような形だったので、これを見ながら一応は自分なりに理解するような感じで、その後いろいろあったんですけれども、それは裁判長から補足があったので、正直これだけで分かったかと言われましたら、なかなかこれはどういうことを言ってるんだろうとかいうことはあったんです。その後の補足を結構していただいたんで、それでよく分かったかなと思います。

**司会者**: サッカーなんかでも試合の最初の10分間というのはかなり大事だなんて 言われますけれども、検察官や弁護人も相当準備をされていると思うんです。 今のお話を聞いて、御意見や御感想がありますでしょうか。

西谷弁護士:弁護士としましては、弁護側の主張をどうやって裁判員の方々に分かっていただくかということで実は工夫をしております。一つは物語形式といいまして、弁護人のストーリーを物語で語って理解していただこうという形です。もう一つは、否認事件ではむしろこちらのほうがいいと言われていると思うんですけれども、どこが争点でどの証拠に着目していただきたいのかということを皆さんにはっきり御提示する、まるで映画の予告編を見るように、ここがポイントですよ、ここを見てくださいみたいな、映画に期待を持って見ていただけるような、そういう冒頭陳述を目指そうとしております。

4番さんのお話では、責任能力というような話が出ていて非常に伝わりにく かったのかもしれないなと、そこをうまく伝え切れないまま終わってしまったの かもしれないなとは思いました。

**裁判員経験者4**:内容はすごくよく分かったんです。何を争点にされたいかも分かるし、どんな事件かもよく分かるんだけれども、速いと思っただけです。

**司会者**:情報として詰め込み過ぎだったとかいうことではないんですね。

裁判員経験者4:しゃべり方だと思います。

司会者:検察官からはいかがですか

大久保検察官:2番から4番の方は、責任能力というものを審理していただく事案だったと思います。検察官としては、その事案の概要はもちろん説明するんですけれども、まず責任能力というのはどういうものなんだという説明と、そういうものについて検察官は責任能力があるという主張をするんですが、どういった理由で「ある」というふうに主張するのか、この主張を細かくいろいろ事実として冒頭陳述で書いているんですが、私個人的にもやはりこの責任能力の冒頭陳述というのは非常に難しくてですね、この表現、この言葉で本当に理解していただけるのだろうかというのを常に推敲しております。

今,3番さん,4番さんの冒頭陳述をざっと読ませていただいてるんですけれども、やっぱりちょっとプレゼンの仕方が違うんです。責任能力というのはこういうもので、こういう事実で考えてくださいよと言って事実を説明するパターンと、ある程度の事実、時系列に沿った事実を説明した上で、責任能力はこれで、これを判断するところはこういう観点のところを考えますという、この2パターンがちょっと分かれているんです。本当に理解していただいてるんだったら非常に助かるんですけれども、ちょっと分かりにくかったところがあるんでしたら、そこは教えていただいて、あそこはもう少しこういうふうにしてもらったら分かりやすかったなというのがあれば教えていただきたいです。

**司会者**:いかがですか。責任能力という概念をやっぱり最初に言わないといけないけれども、言って混乱をさせてしまうとまずいのでうまく言いたい。その辺りの何か工夫的なものがあるかどうかということです。

**裁判員経験者2**:先ほど、長いという言い方をしたのは、決してクレーム的な話ではないんです。理路整然とですね、躁鬱状態というのは爆発的には起こらないという裏づけを持って、鑑定医師からの意見を聞き、理詰め理詰めで用意なさったと。その部分の序章として長くずっと経緯をお話しになったのかなと。で

すから、躁鬱というのは瞬間的に躁と鬱に変わるわけではなく、数か月単位というサイクルがあるんですよというのを鑑定医師をお呼びになってきっちりと御説明いただいて、それによって検察官の方が理路整然として述べられたことによって、責任能力ありという一つの考え方をさせてもらったことも事実なんです。だから初日が余りにも長かったということもあって、率直な感想を述べたまでで、きっちりと調べられて、すごかったなというふうに思いました。

**司会者**:問題になる疾病がその事件にどういう影響を与えていたのかということが問題になったんですかね。

裁判員経験者2:はい。

**司会者**: それで、その精神鑑定をされたお医者さんが証人尋問された。

裁判員経験者2:はい。

**司会者**:少し証拠調べの内容に入ってしまいますけれども,医師の方の尋問,説明は聞いていて分かりやすかったですか。

裁判員経験者2:分かりやすかったです。

**司会者**:専門用語も結構出てきたかと思うんですけれども,その辺りは問題にならなかったですか。

裁判員経験者2:はい。その後に評議室でみんなで確認したりもしました。

司会者:3番の方はいかがですか。

**裁判員経験者3**:私のケースもほとんどそのとおりです。医師が証人として証言されたんですけれども、やっぱり心神耗弱や鬱と言っても分かっているようで、じゃあそれがどういうメカニズムかということは分からなかったんです。けれども、精神科の先生が、こういう病気はこういうことで、こういうことはあり得ない、こういうことはあり得るというのをきっちりと説明いただいたんで、納得できました。

**司会者**:最初の冒頭陳述の段階で書面に基づいてするときはどうですか。ちょっと 分かりにくいとか、そのときから素直に中身に入っていけたとか。 裁判員経験者3:特に疑問なしに入れました。

司会者:抵抗なく入れたということですね。

裁判員経験者3:はい。

司会者: 4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者4**:最初に、こういう場合は心神喪失、こういう場合は心神耗弱というような説明をしていただいたので、すごくよく分かりました。ただ、私の事件の場合は医師が2人いて、ちょっと違うことを言われたので、医師が言われたからそれが正しいんじゃなくて、決めるのは私たちだというふうに裁判長の方が言われて、どちらの医師の言うことが納得できるかという話もありますし、被告人本人を見ますので、その本人を見た感想というか、めちゃくちゃしっかりしてるなぁというのは思いました。

**司会者**:医師の方がお二人というのは、精神鑑定をされたお医者さんと主治医ということでしょうか。お話を聞いて、その両面から検討されたという感じでしょうか。

裁判員経験者4:はい。

**司会者**:特にお話しされた内容が分かりにくいということはなかったですか。専門 用語的なものがいっぱい出てきて分かりにくかったということはなかったです か。

**裁判員経験者4**:その点は、こういう検査をしました、こういう検査はこのためにこういうふうにしました、こういう場合には、検査の名前は忘れましたけれども、こういう検査をするのが一般的で、その結果この人はこういう結果でしたと、本当に詳しく説明されたのでよく分かりました。

**司会者**:責任能力が問題になる事件というのは、実際に審理を始めるに当たって裁判官のほうもいろいろとどんな審理をしようかと悩むこともあるかと思うんですけれども、その辺り、何か上岡裁判官からありますか。

上岡裁判官:感想めいたことを言わせてもらうと、2番さん、3番さん、4番さん、

それぞれ事案は違うんですけれども、多分事件の最初の休憩までで検察官や弁護人が責任能力とはどう考えるだとか、それをどういう言い分で自分たちはどう考えるかとか、そういうのを説明されたと思うんです。今日のお話を聞いてみると、2番さんが長かったというのも多分その後の証拠調べの話が大分入っていると思います。2番さんも多分最初の休憩までに行われた冒頭陳述の段階で検察官や弁護人さんが何が言いたいかというのはもう既にお分かりになっていて、ほかの方もみんなお分かりになっていらっしゃったように聞こえたんです。それを聞いて、みんなよく分かってくれているのかなと思ったところでもあります。

責任能力というのは裁判員の皆様が普通に生活を送っていく上で話題にならない単語でもありますし、逆に、そうするとそれをどういう順番でどういうふうに説明していくかも含めて、裁判官も検察官も弁護士もいつも悩んでいるところなんです。難しい単語なのでなおさらメモもちゃんと作らなければいけないし、それで検察官と弁護人の言い分がどこが違うのかも分かるようにしなければいけないし、そういうところで日々工夫をしていますが、今回の事件で、皆様がその後の証拠調べをどう見るかというのが何となく分かって進行できたみたいなので、その辺りは聞いていてすごく参考になりました。どうもありがとうございました。

**司会者**:今のお話ですと、この責任能力の判断の主たるところに関しても、そこに も取っつきの悪さというのはそれほどないというありがたい御意見をいただい ているところだと思います。

次に、本人の精神状態が仮に分かったとして、それで処罰できる、つまり能力はあった、判断能力はありましたという話になった場合に、その刑を決めるに当たって、その人のその精神状態の特性が刑にどういうふうに反映するんだろうかということも結構悩ましい事案が多いのではないかと思うんです。その辺りは検察官や弁護人の立証について、何か感じられたことはありますでしょうか。

例えば本人の精神鑑定をした場合に、その鑑定をした中身で、精神障害みたいなものがあるかないか、あったとした場合に、それがその人を処罰するときに影響する、つまり刑を引き下げるかどうかとか、あるいは下げるとしてどれぐらい下げるかということも問題にはなるかと思うんです。その辺りについて、精神鑑定や、精神鑑定をしたお医者さんの話を聞いたことというのは参考になりましたでしょうか。

2番の方, いかがですか。

裁判員経験者2:それはないというお医者さんの意見でした。

司会者:躁鬱の影響はないということですか。

裁判員経験者2:はい。

司会者: 3番の方はいかがですか。

**裁判員経験者3**:結局,検察官から聞いた内容はそれぞれ理解できたんですけれども,それに関して,特に精神的な疾患に関して専門の医師の方の証言を聞いて,その仕組みがなるほどと,すとんとよく理解できたというのが実態です。だから,やっぱり検察官の話だけではなくて,それに証言として専門家のお話が聞けたということが非常に大きな要素だと思います。

**司会者**: 4番の方はいかがですか。責任能力の判断をするに当たって鑑定人の方の 御意見とかをお聞きしますよね。そうすることによって、本人の精神障害がど のレベルなのかというようなことがある程度分かる。そういったことは、刑を 決める上で、下げる要因になるかどうかということです。

**裁判員経験者4**:まず、そんなに精神障害がないだろうということを精神科のお医者さんも言われていましたし、全体的にそうだろうなと。

**司会者**: そこは余り考えないぐらいの程度の前提で判断されたということでしょうか。

裁判員経験者4:ほとんど関係なかったと思います。

司会者:ありがとうございます。

この責任能力の判断に関して、検察官や弁護人が最終的に証拠調べを終えて鑑定のお医者さんの話を聞いた後に論告・弁論というのをされると思うんですが、この点がどうだったかということもお聞きしたいと思います。

つまり、最初にまず冒頭陳述があって、それでこういう証拠を調べますよという話をして、その後、中身をやって、最後にまた御意見をお伺いすると、こういう流れになっているんで、その最後の部分について、刑の意見も含めて検察官や弁護人がそれぞれ言われたことをお聞きになって、何かお感じになった点はありますか。それまでの証拠調べを踏まえて、もっと改善すべきといった御意見や、その辺りは何かありますでしょうか。

裁判員経験者4:余り影響はなかったと思います。

司会者:3番の方はいかがですか。

**裁判員経験者3**:私のケースの場合は、結局は弁護士の方の主張どおりの判決になったんですけれども、そこへ行く理由が全然違いました。弁護士さんの主張している内容には私は納得できないところがあったのですが、結論としてはそれでよかったと思っています。プロの方が今までやってこられた判例を見ていたら大体この辺りだなと分かるんです。でも、本当にそれでいいのかなともうー回考え直してみると、やっぱりそれよりはみ出るという結論になったということで、私はそれでよかったのかなと思っています。

司会者: 2番の方,何か御感想はありますか。最後に検察官や弁護人が御意見を言 われると思いますけれども,その論告や弁論を聞いてお感じになったことはあ りますでしょうか。

**裁判員経験者2**:弁護士さんはやっぱり厳しい量刑といいますか、その辺りの減刑 をおっしゃっていましたですけれども、私としては検察官の主張を参考に量刑 というのは判断したところです。

**司会者**:お話をお伺いしていると、精神状態が問題になっている事件をそれぞれ3 人の方が御担当されていますけれども、その責任能力という判断のところで審 理の中で考えがつまずいたということはなくて、最終的な判断に至るまでの間、 比較的スムーズに証拠調べの内容をかみ砕いて理解することができたというこ とでよろしいでしょうかね。

裁判員経験者4:スムーズにいったかといえば、そうではないです。

司会者:どの辺りに問題があったかというのを教えていただけますか。

**裁判員経験者4**: すごくいろんな意見がありましたので、悩ましい面がありました。 裁判員の方もそうですし、裁判官の方の中でも本当に悩まれたと思います。

司会者: それは判断自体がすごく微妙なところに差があったということですかね。

裁判員経験者4:そうですね。

**司会者**:責任能力のところについてもかなりいろいろ議論があったということですか。

裁判員経験者4:ありました。

**司会者**: その前提として、この主張が分からないから難しいということか、それとも主張している内容や証拠の内容は分かるけれども判断自体が悩ましいということか、この辺りはどちらでしょうか。

裁判員経験者4:判断が悩ましかったです。

**司会者**:そうすると、ちゃんとした材料は出されているということで、非常にいい 悩みだということですね。

裁判員経験者4:はい。

**司会者**:1番の方と5番の方は、後半戦にいろいろとお話をお伺いしていきたいと 思います。

1点だけそれぞれお伺いして休憩に入りたいんですけれども、それぞれの事件では被害者の方がお亡くなりになっておられます。死亡事件に関しては、例えば御遺体だったり、証拠の中に刺激的なものが含まれる可能性があって、それが裁判員の方の心の負担につながっていくとまずいということで、証拠関係については事前に必要な範囲で精査、絞り込みをしている場合が多いと思います

けれども、実際の証拠調べがどうだったかという点をお聞きしたいと思います。 被害者の方が亡くなっておられるときに、証拠については、どのようなもの が調べられて、どのようにお感じになったのか。この点について御意見をお伺い したいと思います。2番の方、いかがですか。

**裁判員経験者2**:逆に我々もそういう証拠写真を一度拝見したかったというのが事実です。衝撃的だったのは、焼死された方の血液を調べられて、御遺体の損傷といいますか、そういうのを説明なさったときはちょっと厳しい内容だったというふうに感じました。

司会者: 焼死体そのものの写真等を調べたわけではないんですね。

裁判員経験者2:あくまでも血液を調べた結果の鑑定の御説明がありました。

司会者: そういう意味では証拠関係についての負担というのはいかがでしたか。

裁判員経験者2:なかったです。

**司会者**:ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

**裁判員経験者3**:私のケースの場合も、いわゆる殺人をしたかしないかとか、殺し 方とかいう点の争点はなかったので、そういう資料は一切ありませんでした。

**司会者**:判断としては特に不都合は感じなかったということですか。

裁判員経験者3:はい。

司会者:4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者4**:今から御遺体の写真が出ます,証拠なので見てくださいと言われて,3秒ほどですからという感じで,写真を3枚ぐらい見ました。

**司会者**:精神的な部分として,どのように感じられたでしょうか。

**裁判員経験者4**:特には感じませんでした。普通にテレビとかを見ているほうがよっぽど怖いというか残酷なものがありますので。でも、これが本物の御遺体なんだという感じで見ました。

**司会者**: そういった刺激的な証拠については、裁判の中で絞り込みもあるかと思う んですが、この辺りについて上岡裁判官から何かございますか。 上岡裁判官:3番さんが先ほど少しおっしゃってくれたように、基本的に殺人事件についても、審理とか判断をする上で必要がないものについては、特に見なくても結論が出せるだろうということになるため、事前に、それを見る必要があるのかどうかということを法律家の間で議論をしてもらった上でやりたいと思っています。2番さんの感想は、遺体自体ではなくても、内容によっては厳しい気持ちになるようなものというのがあるかもしれないというお話に聞こえたものですから、やっぱり判断の妨げになりかねないような証拠で、余り必要のない証拠というのはなるべく避けてもらって、冷静に判断できたらいいなということをいつも考えております。4番さんがおっしゃったのは、審理に必要な場合には、やっぱり見なければ正しい判断が阻害されるのも困るという場合もあるかもしれないので、必要な場合だったのかどうかということになろうかと思います。テレビに近いという感想だということで、そんなに影響しなかったのであれば少し安心しました。

司会者:検察官から,この問題について何か御意見はございますか。

大久保検察官:3番さんがおっしゃるように、その証拠が争点との絡みの必要性というところは理解しているつもりではあります。ただ、その必要性は、立場からしてちょっと違うときもあるというのが意見ですね。例えば、殺意や殺害行為に争いがなくても、責任能力が争いになっていたときに、やはりその態様を推認させる御遺体の写真は、もしかしたら弁護人の意見などにも出てくると思いますけれども、何でここまでというような状況だったら、どういうふうな扱いになってくるのかなというところは、疑問というか、そういう問題意識は持っています。ただ、2番さん、3番さん、4番さんの事例において、特に必要があったかと言われると、この事例だったら必要がないんだろうなと思っています。

**司会者**:この問題に関しては、検察官や弁護人の御意見を聞いて、どういう範囲で 証拠を調べるかということを事前によく調整をした上で審理に臨むということ になっております。私自身も裁判官として、その点を検察官や弁護人によく検討いただいて、必要な範囲で証拠を出すということをお願いしたりしておりますので、今お聞きしていて、その点に関しては概ね大丈夫なのかなということで一つ安心しました。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

(休憩)

司会者: それでは、引き続き意見交換をしていきたいと思います。

先ほどまでは主に2番から4番の方に御意見をお伺いしておりましたけれども, ここからは、間接事実からの推認といいますか、そういう状況証拠的なものが 問題になったということで、1番の方と5番の方にそういう角度からいろいろ お聞きしていきたいと思います。

まず最初に、分かりやすかったかどうかということについて御意見をお伺いしたいと思いますけれども、争点がどういうもので、その事件の中のポイントがどういうことかというのは、その審理の中の早い段階で裁判長の説明も含めて分かりましたということを先ほど1番の方はおっしゃっていただきました。それは証拠調べをするときに、さっぱり分からないというのではなくて、比較的早い段階でこういうことが問題になってるんだなということはよく分かって審理に臨まれたイメージですかね。

**裁判員経験者1**:裁判長が非常にしっかりしておられたという表現は失礼ですけれども、分かりやすかったです。裁判員制度が7年も経ったということは、検察官も弁護士も、皆さん、プレゼンテーションの技術というのが以前とは格段の差があるのではないかなと。聞いていて、分かりやすいという意味で、すごいなと思いました。だから、そういう意味で皆さん進歩なさっているなと。最初のころを知りませんから何とも言えませんけど、最初は大変だっただろうなと

思って。素人に分かるように説明しなければいけないので。

司会者:内容的には、説明はよく分かったということでしょうか。

裁判員経験者1:はい。よく分かりました。

司会者:5番の方はいかがですか。

裁判員経験者5:私が担当した事件は起きてから3年後の裁判だったんですけれども、実質、争点になったのが数時間の間で死亡させたのではないかというような、本当に数時間だけの争いというような形だったので、そういった点では分かりやすいといえば分かりやすいんですけれども、その数時間しか争えないというところでいけば、まず検察官の方が大変難しいところを突いていくのかなと。だから、資料としても大変分かりやすいような資料を作ってはいただいているんですけども、大変難しい。何か僕からしたら検察官に不利な事件だったんじゃないのかなというのが正直なところでしたね。ただ、いろんな話を聞くのは、証人がお医者さんばっかりだったんで、内容的にも大変難しかったと思います。

**司会者**:事件からかなり年月が経っているということ特有の難しさみたいなものは 感じられたところはありますか。

**裁判員経験者5**: 3年も経ってからの裁判ということで、その間に多分いろいろ証拠だとかそういったものが新たに出てきたとかいうことだとは思うんですけれども、私たちが聞いたのはそこからなので、そういった点では難しさは特になかったのかなと思います。

司会者:ありがとうございました。

証拠調べとしていろんな証拠を調べるんですけれども、それぞれ御担当されている事件は直接的な証拠というのがそれほどなくて、目撃者や被害者の方のお話というのが基本的にない中で、いろんな証拠からの組立てで認定していくという、そういう特色がある事件だったと思います。1番の方の担当されている事件でも、証人尋問で看護師や病院関係者の方のお話を聞いたり、あるいはD

NA鑑定とかそういう科学的証拠みたいなものが問題になっていたと思うんですけれども、そういった証人の方のお話だったり、あるいはそういう鑑定の流れだったり、そういうことについて分かりにくさを感じられたということはなかったですか。

裁判員経験者1:よく分かりました。

**司会者**:5番の方はこの辺りについてどうでしょうか。先ほど少し難しいというお話が出ましたけれども、解剖された医師の方やその他の証人のお話を何人も聞かれているようですが、その辺りも含めて御説明いただけますでしょうか。

**裁判員経験者5**:解剖医の方はかなり著名な先生だということでお話をしていただいたんですけれども、やっぱり解剖医の先生ということで、町のお医者さんという感じではなくて、本当に学者さんというような方でした。だから、話をされている内容もかなり難しく、私たち一般人ではなかなか理解がしづらい。その後また違う法医学の先生が出てきてくれるんですけれども、その先生はかみ砕いた言い方で説明していただけたので、分かりやすい先生と分かりづらい先生がいるんだなという印象です。

ただ、審理に当たっては、裁判官の方にいろいろ評議の中で、こういうことはこうですよとか、脳挫傷とかそういった事案だったんで、頭の膜はこうあってとか絵を描いたりしながら一つ一つ丁寧に説明をしていただいたんで、内容的には分かりました。けれども、裁判中に先生のお話だけで理解できるかと言われたら、正直難しいなと思いました。特にその解剖医の先生は、ここまでしか調べてませんとか、それ以上は必要性はありませんというようなお話もありましたし、こういうものなのかな思いました。

**司会者**:ありがとうございます。今お二人から、よく分かりましたという御意見と、いや、難しかったですという御意見、非常に対照的な御意見をいただきました。 もちろん事案にもよるとは思いますが、被告人が認めていない事件なんかで、 状況証拠から認定をする事件について、検察官において立証上考えられている ことについて御意見、御感想をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

- 大久保検察官:抽象的な説明になると思うんですけれども、1番さんの事件と5番さんの事件は検察官の目から見たら立証の難易度はかなり違います。それは間接証拠、間接事実という説明があったと思うんですが、それが持っている推認力が圧倒的に違う事件なんです。5番さんの事件などは、先ほどもお医者さん自身の説明自体が断定できるのか、それとも可能性にとどまるのかといったら、可能性にとどまるような事案ですので。可能性になってくると、いくら詰めても可能性を否定するということはできないんです。先ほど5番さんの意見がどんぴしゃに言い得ていて、検察官の争点の設定がすごく難しくしたんだろうというような意見をいただいたんですけれども、ある意味すごく事件を理解していただいているというのが感想です。
- 上岡裁判官:検察官の感想もそうだと思うんですが、1番さんの事件の特徴は、いるんな事実から被告人がどこまでやったのかということを解明するんだけれども、かなり同じ方向を向いている証拠が多いタイプの事件で、その証拠を全部合わせると一定のレベルに達しているかどうかが問題になる事件なんです。5番さんの事件は、いろんなお医者さんがいろんな守備範囲のことを言って、それぞれのお医者さんが言っているのが同じ方向を向いているのか、違う方向を向いているのかも含めて考えなければいけないという難しさがあった事件と思いますので、5番さんのほうには、お医者さんが次々出てきて、その人たち同士の意見が違うのか同じなのかというのを、すごく悩んだかという点についてお聞きできればうれしいと思います。

司会者:5番さん、いかがですか。

**裁判員経験者5**:確かに言っている内容は、死亡の原因というものに対しては同じ 内容をおっしゃっているんですけれども、一人の方は「ここから数時間以内で すよ。」と。でも、もう一人の方は「いえいえ、そうとは言えないですよ。」と。 そうなってきたときに、一体どこから見たらいいのかなとかというのが結局、 今回の私が担当したのは、その時間だけ、その時間にやったのかやっていない のかという時間だけしか争点がないので、それが先生たち一人一人の言われる ことがぼやっとしちゃって、こうですとは言ってくれないので、ここからここ までの期間であれば可能性がありますというような話なので、こっち側からし たらもうちょっと断定的に言っていただけたら助かるのにというのが正直なと ころです。先生としては言えないということだったみたいなんですけれども。

司会者:ありがとうございました。非常に含蓄に富んだ御意見でございました。

今,非常に判断が難しいという話も出た一方で、その前提でかなりかみ砕いてお話しいただけなかった証言もあったということがありましたが、先ほど休憩時間前に精神科の方のお話をお伺いしたら分かりやすかったですというふうなお褒めの言葉をいただいていたんですけれども、非常に分かりにくい感じだったという5番の方のお話もあったんで、この辺りは検察官のほうで、こういう医師の方の証人尋問の分かりやすさということについて、何か問題意識をお持ちのことはありますでしょうか。かなり専門用語もいっぱい出てくる分野だと思うんです。その辺りについて普段やっていてどのような工夫をされているのか、あるいは御苦労されているのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

大久保検察官:この事案ではないんですが、先ほど1番さんがおっしゃったように、プレゼン能力の向上について、検察官は今、証人尋問の練習もしています。全く分からない方に来ていただいて、証人尋問を実際にやって、この言葉が分からない、その順番が分からないという厳しい意見が出てきまして、そういうことを踏まえた上で最終的に公判に臨むというようなことをやっています。やはりこちらは立証責任がありますので、いくらこちらだけが理解して、こちらでもう立証できた、分かってもらえたと思ったとしても、理解していただけなかったら結局は審理に反映できませんので、そこら辺りは苦労はしているんです

けど、やはりまだまだのところがあるのかなというふうに思います。ただ、5 番さんの事件は、争点と証拠構造を検察官として組み立てていくのがそもそも 難しい事件かなとは思っております。

**司会者**:弁護士の立場で、このような専門的な知識も含めた争点が問題になる事件は、なかなか悩ましいかとは思うんですけれども、普段実践されいてることや心がけておられることなどは何かございますか。

西谷弁護士:弁護人にとっても非常に難しい。弁護人は刑事事件について、検察官 ほど一人一人がこなしているわけではありませんので、その中でやはり弁護士 会として専門家証人に対する尋問能力をどうやって上げていくかというのは非 常に大きな課題で、研修などはやっているんですが、なかなか難しいところが あると思います。

1番さんにお聞きしたいことがあるんですが、いいですか。

司会者:どうぞ。

西谷弁護士:1番さんの事件というのは、先ほど裁判官から少しお話があったように、同じ方向を向いている証拠が非常に多い、言ってみれば被告人がやっただろうということは割と簡単に結論づけられる事案だと思うんですけれども、その中で医師の尋問時間が非常に長かったと思うんです。立証計画を見せていただくと、かなり長い時間がとってある。弁護側も検察官に対抗して同じぐらい時間をとっているんです。これは印象としてどうだったかという点についてお聞きしたいです。くどいとか、しつこく聞くことによってかえって被告人にとって不利になるとか、その辺りについて、弁護人が追い過ぎることによって、かえって印象が悪くなってしまったりという部分はなかっただろうかということを教えていただけますでしょうか。弁護する場合に、追えばいいというものでもないと、それが本当に有効かと言われたら、長く尋問をしたりしつこく深く聞けばいい結果につながるというわけでもないだろうと。そういうくどさみたいなものは感じなかったかどうかについてお伺いしたいです。

**裁判員経験者 1**:結論から言えば感じませんでした。というのは、非常に簡単な事件ですし、方向性がみんな一緒とおっしゃったとおりなんです。どっちかというと、やっぱり弁護士さんが若過ぎるというのが関係あるのか、弁護人はちょっと迫力不足でした。

西谷弁護士:参考になりました。

司会者:少し別の話題をしたいと思います。1番の方と3番の方は証拠調べの中で 捜査段階の供述というか、被告人が捜査段階でしゃべっていることが問題になって、そのDVDも御覧になったと伺っているんですが、それらを御覧になった上での感想といいますか、それについてどう思われたか、あるいはそれが判断にどう役立ったか、役立っていないか、その辺りについて御意見をお伺いしたいと思います。

まず、1番の方はいかがでしたか。

- **裁判員経験者 1**:被告人の取調べの状態を映した DVD は見せていただきましたけれども、検察官が非常に丁寧な言葉でした。私は検察官って大体怖いものだと思っていましたから、あまりに丁寧な言葉でしゃべるので、そこから違和感がありました。内容は、要するに現物の方がここにおられるし、その取調べの内容をダイジェストで見せていただいてもあんまり意味がないと思いました。
- **司会者**:3番の方もDVDを御覧になったと思いますが,DVDを御覧になった上での率直な感想で結構です。
- **裁判員経験者3**:取調室の映ったやつですよね。あのケースの場合は、検察官の主張していることをサポートして、弁護士が主張していることは感じられないなと思いました。
- **司会者**: DVDを見たこと自体は、判断をする上では有益だったかどうかという点はいかがですか。あるいは逆に、それを見たか見ていないかで何か違いがありますか。
- 裁判員経験者3:見ても見ていなくても結論は変わっていないと思います。逮捕の

ときの状況とか後の取調べの内容から見て、そんなに不自然とは思われなかったので、それがサポートするような内容でしたので、余り影響はなかったと思います。

**司会者**:1番の方も,それを見るか見ないか,仮にそれを見なかったとしても結論 は変わらなかっただろうというふうに聞いてよろしいですか。

裁判員経験者1:はい。

**裁判員経験者4**:私もDVDを見たんですけれども、それは検察官の方が質問をされて答えた内容が取調べと全然違うことを答えて、取調べではこう答えてましたよという意味でのDVDを見せていただいたので、それは見なかったら全然違う答えでした。

司会者: それはDVDを御覧になったことが有効という御意見ですね。

**裁判員経験者4**:有効というか、見なかったら今違うことを答えてるというのが分からなかったです。

司会者:ありがとうございます。

検察官のほうで、このDVDについて今何か公判で、例えば立証に使われるかどうかということについてお考えになっていることというのはありますでしょうか。今、複数の方がDVDの取調べがされたということをおっしゃっていましたけれども、公判に立ち会われた上で公判立証としてそういう捜査段階の取調べ、これを使用するということについて何かお考えになっていることはありますか。

大久保検察官:任意性立証として請求することはあります。4番さんのDVDが任意性の立証なのかどうかはよく分からないんですが、公判廷での供述と捜査段階での供述が違っていて、捜査段階の供述が罪体を立証する証拠になるものであったときに、それを証拠として使ってもらう、その要件の立証のために請求はしています。

裁判員経験者4:すごくたくさんの請求をされましたが、その請求の中から評議の

ところでどの証拠を受け入れるかで、DVDを全部見たわけではなくて、この 部分は見ましょう、この部分はもう見なくてもいいですねとか、そういう形で 選んだ分だけを見ました。

- 大久保検察官:4番さんのように、証拠構造の中でDVDが価値を持つとか立証上 有効な場合があり得る反面、1番さんと3番さんのように、結果論ですけど、 あってもなくてもよかったみたいな話もありますので、これは証拠構造との絡 みで今後再検討すべきところかなと思っております。
- **裁判員経験者3**:見ても見なくても結論は変わらなかったですけれども,DVDを 見たことがいいかどうか,有効かどうかという観点から見れば,あれはあった ほうがいいと思います。

司会者:ありがとうございました。

それでは、続きまして審理の長さについての御感想を簡単で結構ですのでお伺いしていきたいと思います。ずっと1番の方から順番にというのもあれですので、逆回りにお聞きしていきたいと思います。5番の方は審理期間自体は6日で、評議と判決も合わせると合計9日間ほど裁判所に来ていただいたと思うんですが、その審理期間はいかがだったでしょうか。長かったか短かったか、あるいはその点について何かお感じになったことがあれば教えていただけますでしょうか。

- **裁判員経験者5**: やっぱり期間的には、私が担当したこの事件に対してだったら、ちょっと長かったのかなと思います。先生たちのお話ももうちょっと簡潔にしていただければ、今回は争点になったものが余りにも短い期間のものだったので、もうちょっと短くできたのではないかなと正直思います。
- **司会者**:医師の方が合計4名来られたので、その尋問が長かったという印象がある ということなんですかね。
- **裁判員経験者5**:そうですね。やっぱり内容的にも皆さんがちょっとずつ違う内容 をおっしゃっていかれるので、実質どれがどうなのかというのもなかなか把握

しづらいというか。裁判官の説明を受けて、やっぱりここはこうだからどっちなのかなと、評議の中で把握していくということだったんで、お医者さんの尋問は余りにも多かったかなというのが率直な感想です。

司会者:情報がちょっと多過ぎたということですね。

裁判員経験者5:はい。

司会者:ありがとうございます。

4番の方はいかがですか。裁判所に来られたのは審理と評議を合わせて7日間 ぐらいだと思います。

**裁判員経験者4**:はい。本当に、今から判決を言うという直前まで、どうしようと 頭を抱えたような感じで。

**司会者**:審理をぎりぎりまで尽くして,時間としては足りないぐらいだったという ことですか。

裁判員経験者4:はい。

**司会者**:3番の方はいかがですか。来ていただいた日数は4番の方と大体同じ7日間ぐらいだと思います。

**裁判員経験者3**:そうですね。争点の中身から言うとちょっと長いかなと思いました。もっと短くていいんじゃないかという印象です。

司会者:短くするとすると,どの辺りになりますか。

裁判員経験者3:そうですね。絶対必要なのは、やっぱり医師の証言ですね。

司会者:ありがとうございました。

2番の方はいかがでしょうか。来られた日数は、判決の言渡しも含めると8日間来ていただいたと思います。

**裁判員経験者2**: 友人の証言や家族の証言が多かったです。ただ、金曜日が休みで 月火水木、月火水木という形でした。内容的には放火ということで非常に重罪 であるがためにどうしても長いということは事前に裁判長からお伺いしていま したので、特にそれに対する抵抗はなかったと思います。 **司会者**:もう少し短くなったかなとか,そういう感想も特にないということでよろ しいでしょうか。

**裁判員経験者2**:そうですね。時間的に余裕もありましたし、逆にじっくり考える といいますか、要するに何年というだけの問題というか、争点がその一点でし たので。

司会者:ありがとうございます。

1番の方はいかがですか。1番の方が来られた日数は全部で5日間ですかね。

**裁判員経験者 1**:はい。正確には4日半ぐらいでしたけど、内容的には比較的簡単だったと思いますんで。私がちょっと思ったのは、証人の中で、被害者の身内の方が2人ほど証言されたと思うんです。情状の問題かと思いますけれども、これは不要だったかなと思いました。被害者の方は必ず厳しい刑にしてと言うに決まってますから。

司会者:ありがとうございます。

事件の争点に対する証拠調べがどうだったか、あるいは期間や証拠の中身も踏まえての御意見をお伺いいたしました。ここで、本日は記者の方が傍聴されておられますので、何か質問があればお伺いしておきたいと思います。いかがでしょうか。

記者1:質問が2点あります。まず1つ目ですが、否認事件では調書を重視するのではなく、法廷での被告人質問を重視するような流れになっていると思います。 1番と3番と4番の方というのは、否認事件でもDVDを御覧になったということなんですけれども、被告人質問の時間の長さというのはいかがでしたか。 長かったのであればどの辺りが長かったとか、理解がしにくいことはなかったのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

**司会者**:1番の方と3番の方と4番の方にそれぞれお伺いするということでよろしいですか。

記者1:はい。

**司会者**: 法廷で被告人から直接話を聞いておられて, DVDも御覧になったと思います。被告人質問の時間が長かったか, 短かったか, あるいは適切だったか。 この辺りについての御意見はいかがですか。

裁判員経験者1:全然問題なく,長くもなかったです。

司会者:3番の方はいかがですか。

**裁判員経験者3**:私も無駄な質問はなかったと思います。それが長いか短いかは分かりません。無駄な質問で時間を浪費したと感じる場面はなかったです。

司会者:4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者4**:個人的には短かったように思うんですが、被告人の方が高齢で、 途中で休憩を入れたり、あんまり長い時間はできないのかなと理解しました。

**司会者**:もう少し時間をとって、いろいろ聞いたほうがよかったという感じはありますか。

**裁判員経験者4**:そうですね。質問から答えまでが「ええと, どうだったかなあ」 とずっと考えてから答えられたので, 時間的には長かったのかもしれないです けど, 聞いている内容はもう少しあったほうがよかったかなと思います。

**司会者**: 御本人の体調的な面もあって、聞き取る情報量としてはもう少しあったほうがよかったと感じられたということですか。

**裁判員経験者4**:はい。その分をDVDを見せていただいたような気がします。

記者 1: 先ほどの続きで、適切だったかどうかというところも伺いたいんですけれ ども、要は、だらだら長くなかったのかとか、この質問は要らないだろうみた いなことを思ったりはしなかったですか。

**司会者**:1番の方と3番の方はそういう無駄な質問はなかったという趣旨だと思います。4番の方は、質問自体に無駄な部分はなかったけれども、むしろもう少し聞きたかったということですかね。

裁判員経験者4:はい。無駄な部分はなかったと思います。

記者1:次の質問になります。5番の方にお伺いしたいんですけれども、鑑定人尋

問では、法廷内の鑑定人とのやり取りがスムーズなほうがいいのか、それとも 専門用語が入っても予定調和ではなく自然なやり取りがいいのか、その辺りは 聞いておられてどのように感じられましたか。

**裁判員経験者5**: 法医学の先生と解剖医の先生のお話は、確かにその被害者を直接 見たのはその方なので、その方のおっしゃった内容は聞いておかなければ駄目 だと思うんですけれども、余りにも難し過ぎるというのが正直な感想です。も うちょっと、私たちのような法医学とかそういったことを何も知らない人間で も、分かりやすく説明していただければ大変ありがたいんですけれども、やは りそういった先生は専門の先生であって一般の臨床医の先生とかではないとい うことなんで、余りにも専門用語が多過ぎるという印象だったと思います。

司会者:よろしいでしょうか。

記者1:はい。ありがとうございました。

司会者:他にございますか。

記者2:5番の方に質問です。先ほど、難しい専門用語が多かったりとか、理解が難しい面があったというお話で、それを裁判官が後から説明をしてくれて内容を理解していったとお伺いしたんですけれども、その裁判官の説明というのは、検察側、弁護側の尋問が終わった後に、裁判員が質問するかどうかを決めるために1回休廷したりして法廷から下がったときにあるものなのか、それとも、尋問が全部終わって、その後、話合いのときにそういう説明があって理解するのか、それはどちらになるんでしょうか。

**裁判員経験者5**:先生がお話しになった後,一旦休廷となって評議室に戻った際に,今お話しされた内容についてという形で詳しく説明をしていただいたので,その都度,自分なりに内容を把握しながらできました。今おっしゃったみたいに最後にまとめて説明をされていたら,聞いている内容が余りにも多過ぎて余計に分からなかったのかなと思うんですけれども,一つ一つ単発的に教えていただいたんで,分かりやすかったかなというような印象でした。

- 記者2:それは、例えば検察官なり弁護側なりのどちらかが請求した証人が出てきて、その片方が終わった段階で説明をもらったほうがいいのか、裁判員の質問の前に説明をもらったほうがいいのか、それはどちらですか。今のお話だと検察側と弁護側がやっている間はあまり分からないまま過ぎているのかなという気がするんですけれども、その辺りはどうでしょうか。
- **裁判員経験者5**:先生のお話があるときに、検察側と弁護側が言い合いというか、 違いますよねとかいうのはあまりなかったので、先生の説明が終わった後に、 説明の内容をもう少し詳しくかみ砕いて教えますといった内容だったと思いま す。
- **司会者**:この点について、これは恐らく中身の部分を理解するのに裁判官の補助が必要だというのは本来あるべき姿ではなくて、検察官や弁護人の証人尋問をする中で自ずから明らかになるのが一番いいだろうというふうに思いますし、恐らく2番の方から4番の方が担当された精神的な疾患が問題になる事件というのはなかなか難しいところだと思いますが、裁判官がこういう法律問題をサポートするときにどんなことを心がけられてるかというのを、裁判官から御意見をお伺いしていいですか。
- 上岡裁判官:ちょっと難しい問題もはらむんですけれども、専門家の尋問という問題は、意外とみんなが聞き逃していたりとか、検察官とか弁護人はちゃんと聞いているんだけれども、大事なところが人によってまだらになっていたりするときがあるので、補充尋問でそこをもう一回聞くのがいいのか、単に聞き漏らした場合にはそこはこう言っていましたねと確認すれば済むことなのか、いろんなパターンがあるので、なるべく皆様の情報を整えなければいけないなということはいつも感じているところです。

だからそういう意味では、基本的には法廷の審理でなるべく聞き漏らさないようにしてもらう、逆に言うと、どこが大事なのかを事前にある程度冒頭陳述とかで説明してもらって、その大事なところに集中してもらえるような証人尋問

をやってもらえれば、聞き漏らしもなくなるんだろうとは思います。ただ、初めての証人尋問ですし、しかも予定どおり証人がしゃべるかどうかも事件によって違いますから、そういうところも含めてサポートしているつもりではあります。

司会者:ありがとうございます。

それでは、最後に御出席いただいた裁判員の方お一人ずつに御感想をいただい た上で、出席の検察官、弁護士、それから裁判官それぞれに御感想をお伺いし たいと思います。

まず1番の方、御感想をお願いします。

**裁判員経験者1**:最初に申し上げましたように私は非常によかったというか、いい 経験になったことは確かです。さっきも言いましたように、非常に分かりやす いプレゼンと裁判長の的確なアドバイスがあったので、よかったと思います。

司会者:ありがとうございます。2番の方、いかがですか。

**裁判員経験者2**:私もこういう機会で、こういう場で参加できたことをありがたく 思っています。どうもありがとうございました。

司会者:ありがとうございます。3番の方,いかがですか。

**裁判員経験者3**:今回裁判員を経験してみて、結局、挙がってきた証拠一つ一つを全て挙げて、この事実はペケ、これはマルと。その結果、全体として判断するということが多いんですね。いろんな情報を聞いて、結局全体としてどう判断するんだと。いろいろな方法があるかもしれないですけど、結局、私自身は一個ずつきっちり調べるよりも、全体をつかまえてどう考えるか、そっちのほうが正確なのかなとそんな気がしています。

司会者:ありがとうございます。4番の方、いかがですか。

**裁判員経験者4**:本当にたくさんの勉強をさせていただいたなと思います。裁判長の方が評議室で講義のような感じで、こういう場合はこうだとか、こういうふうに法律はなっているという話を本当にいろいろ教えていただいたと思います。

裁判が終わってからも、今まで興味が全然なかったところに興味が行くように なったので、よかったなと思います。

司会者:ありがとうございます。5番の方,お願いします。

**裁判員経験者5**:裁判員に選ばれたということに対しては大変いい経験ができたかなと思います。周りに経験している方がおられない中で自分が選ばれたということでよかったと思います。ただ、初めは、素人である私が、そういった人の刑を決めていいのかなというのは正直思って参加をさせていただいたんですけれども、いろんな人の意見を聞いた中での最終決断ということでの判決ということに対して、一つのお話ができたということは大変よかったと思っています。

**司会者**:ありがとうございました。検察官,一言いただけますでしょうか。

大久保検察官:検察官の立証責任が一番大事だということが改めて理解させていただきました。ありがとうございます。そして、鑑定人、専門家証人について理解ができたことと理解ができていなかったこと、工夫が必要だとするところについても一つのヒントもいただきましたので、今後、持ち帰って、より分かりやすい立証ができるようにぜひ参考にしたいと思います。ありがとうございます。

司会者:弁護士,お願いします。

西谷弁護士:今日は、裁判員の方というのはきっとこういうふうに考えておられるだろうという弁護士の思い込みがことごとく違うんだなというのが勉強になりました。例えば、お医者様の話は難しくて分かりにくいとおっしゃるのかと思ったら、解剖医の先生の話は難しかったというお話はありましたけれども、それ以外についてはむしろ分かりやすい、あってよかったとおっしゃっておられました。

あと、否認事件ということで、実際のお話を聞いてみると、否認か情状かは余り区別しておられないような印象を受けました。事案の本質を確実に捉えておられるし、非常に悩まれたところ、最後の最後まで、ぎりぎりまで時間が足り

ないと言いながら悩んだ末に結論を出されているところとか、私からしたら争 点が絞られていて簡単でそのほうがよかったとおっしゃるのかと思ったら、ち ょっと不完全燃焼みたいなものも感じておられるような印象も受けたりしまし た。

弁護士はつい否認事件か情状事件かで考えてしまうんですけれども、必ずし もそうではなくて、すごく問題の本質を捉えないといけないということを言われ ているような気がしました。否認であっても情状ならば情状を、否認事件として 追うべきであればそこを勝負ラインとして闘うという、そういうことが大切なん だなということを改めて今日お話を聞いていて思った次第です。ありがとうござ いました。

司会者: ありがとうございました。では、上岡裁判官どうぞ。

上岡裁判官:今日は5人の方に来ていただきまして、それぞれ違う事件なものですから、感想の本質まで掘り下げるのはなかなか難しかったですけれども、日が経っている方もいらっしゃる中で、それぞれ皆様がかなり詳しくそのときの心の動きも含めて再現していただけましたので、非常に参考になりました。皆様がそういうふうに事件のことを忘れないぐらい一生懸命考えてくださっているということも改めて実感した次第で、今日お伺いしたことも参考にしながらもっといい裁判ができたらいいなというふうに今日は思いを新たにしました。どうもありがとうございました。

司会者:時間になりましたので本日の意見交換会はこれで終了させていただきます。本当に本日はお越しいただきましてありがとうございます。本日いろいろな角度からさまざまな御意見をいただきまして、厳しい御意見あるいはお褒めの言葉の一つ一つが我々の胸にしみているところではあるかと思います。これからも頑張っていきたいと思いますので、今後とも御理解・御協力をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上